

下野市食育・地産地消推進計画



平成31（2019）年3月

下 野 市

は じ め に



「食」は、生きる上での基本であり、健全な食生活を実践することは、私たちが心身ともに健康な生活を送るためには欠かせないものです。

しかし、人々の食に関する価値観やライフスタイル等の多様化が進む一方で、不規則な食習慣をはじめ、生活習慣病の増加といった健康問題のほか、伝統的な食文化の喪失、食品廃棄など、「食」にかかわる様々な課題が生じております。

また、近年の急速な少子高齢化の進行により、健康寿命の延伸が求められる中、食育に期待される役割は、ますます大きくなってきております。健全な食生活確立するためには、幼児期から高齢期までの各ライフステージの特徴や課題に応じた食育の取り組みが欠かせません。さらに、農業担い手の高齢化や農畜産物の輸入自由化等により、農業生産基盤の弱体化や食の安全・安心等が危惧されており、地域社会における地産地消の重要性も増してきております。

本計画は、これまで個別に推進していた食育推進計画と地産地消推進計画を統合し、一本化することにより相乗的な効果が得られるよう見直しを図ったものです。この中で、基本目標を「食を通して自然や地域への感謝を深め、将来にわたり心身の健康と豊かな人間性を育む」と定め、下野市の農畜産業の活性化や地域おこし、そして食を通じた市民の健康増進につなげていきたいと考えております。

最後に、本計画策定にあたり、ご尽力いただきました食育・地産地消推進協議会の皆様を始めとして、貴重なご意見・ご提言をいただきました関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

平成31（2019）年3月

下野市長 広瀬 寿雄

目次

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	3
3 計画の関連図	4
4 計画の期間	4

II 食をめぐる現状

1 健康の現状	5
2 子どもの生活リズムの状況	9
3 食生活の状況	10
4 食の生産状況	14
5 目標の達成状況	18
6 課題の整理	21

III 基本理念・基本目標

1 基本理念	22
2 基本目標	22

IV 施策の展開

1 多様な暮らしに応じた食育の推進	
(1) ライフステージに応じた食育の推進	24
(2) 学校等における指導の充実	30
(3) 優れた食文化の継承・発展	31
2 健全な食生活の実践	
(1) 規則正しい食事の推進	33
(2) 栄養バランスのとれた食生活の普及	34

(3) 楽しく食卓を囲む機会の拡大	35
(4) 生活習慣病予防の推進	36
3 地産地消の推進と環境に配慮した食育の推進	
(1) 食の安全や環境に配慮した食育の推進	39
(2) 地産地消の推進	40
(3) 豊かな下野市の食づくり	44

V 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制	
(1) 推進体制	46
2 関係者の役割	
(1) 市民の役割	46
(2) 家庭の役割	46
(3) 生産者の役割	46
(4) 食品関連事業者等の役割	47
(5) 健康・福祉・教育関係者の役割	47
(6) 市の役割	47
3 計画の進行管理	
(1) 適切な進行管理	49
下野市食育・地産地消推進協議会設置要綱	50
下野市食育・地産地消推進協議会名簿	52

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

「食」は私たちが生きていくために、また、心身共に健康に過ごすためには欠かすことのできないものです。

国は、食育の推進にあたって国や地方公共団体、国民等の責務を明らかにするとともに、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことを目的として、平成17年6月に「食育基本法」を制定し、平成18年3月にはその目標などを示した「食育推進基本計画」を策定しました。

また、栃木県においても「食育基本法第17条」に基づき、平成18年12月に栃木県食育推進計画「とちぎの食育元気プラン」を策定しました。

下野市では、平成21年2月「下野市地産地消推進計画」を、平成23年2月には「下野市食育推進計画」を策定し、市民一人ひとりが生涯にわたり健康で心の豊かさを実感できる暮らしができるよう基本目標を定め、食育の実践に対する支援と農産物の地産地消への取組を推進してまいりました。

このような中で、食に関する価値観や、ライフスタイルの多様化など、食を取り巻く社会環境の変化等を踏まえ、国では平成27年3月に「第3次食育推進基本計画」を策定し、また、栃木県においても「第3次栃木県食育推進計画（とちぎ食育元気プラン2020）」を策定したところです。

本市においても様々な社会環境の変化は大きく、それらに対応した食育の取組や、地場産物を活かした地産地消についても重要性を増しているところです。そして、地産地消は、単に地場産物の消費拡大という面だけでなく、「産地と消費者との交流」、「健康的な食生活の実現」、「食文化への理解」、「環境保全」、「地域の活性化」など多彩な役割を持っています。

また、食育の取組に加え食の安全・安心志向の高まりを背景に、地元農畜産物への関心も高まっていることから、食育とともに地産地消を推進していくことにより、相乗的な効果が得られるよう、これまで個別に策定していた「下野市食育推進計画」と「下野市地産地消推進計画」を統合し、本市の目指す食育・地産地消を総合的に推進するとともに、関連する「第3次下野市健康増進計画（健康しもつけ21プラン）」との整合性を図るべく、平成31年度から平成34年度までの4年間を計画期間とする「下野市食育・地産地消推進計画」を策定するものです。



道の駅イメージキャラクター
カンピくん

2 計画の位置付け

○食育の推進における位置付け

本計画は、「食育基本法第18条第1項（※1）」に基づく「市町村食育推進計画」として位置付けます。なお、策定にあたっては国の「第3次食育推進基本計画」、県の「とちぎの食育元気プラン2020」などの上位計画及び「健康しもつけ21プラン」など関連する計画と整合性を図りつつ、食育を具体的に推進していくこととします。

（※1）食育基本法第18条第1項

市町村は、食育推進基本計画を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

○地産地消の推進における位置付け

本計画は、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（6次産業化・地産地消法）第41条第1項（※2）」に基づく「地域の農林水産物の利用促進についての計画」として位置付けます。

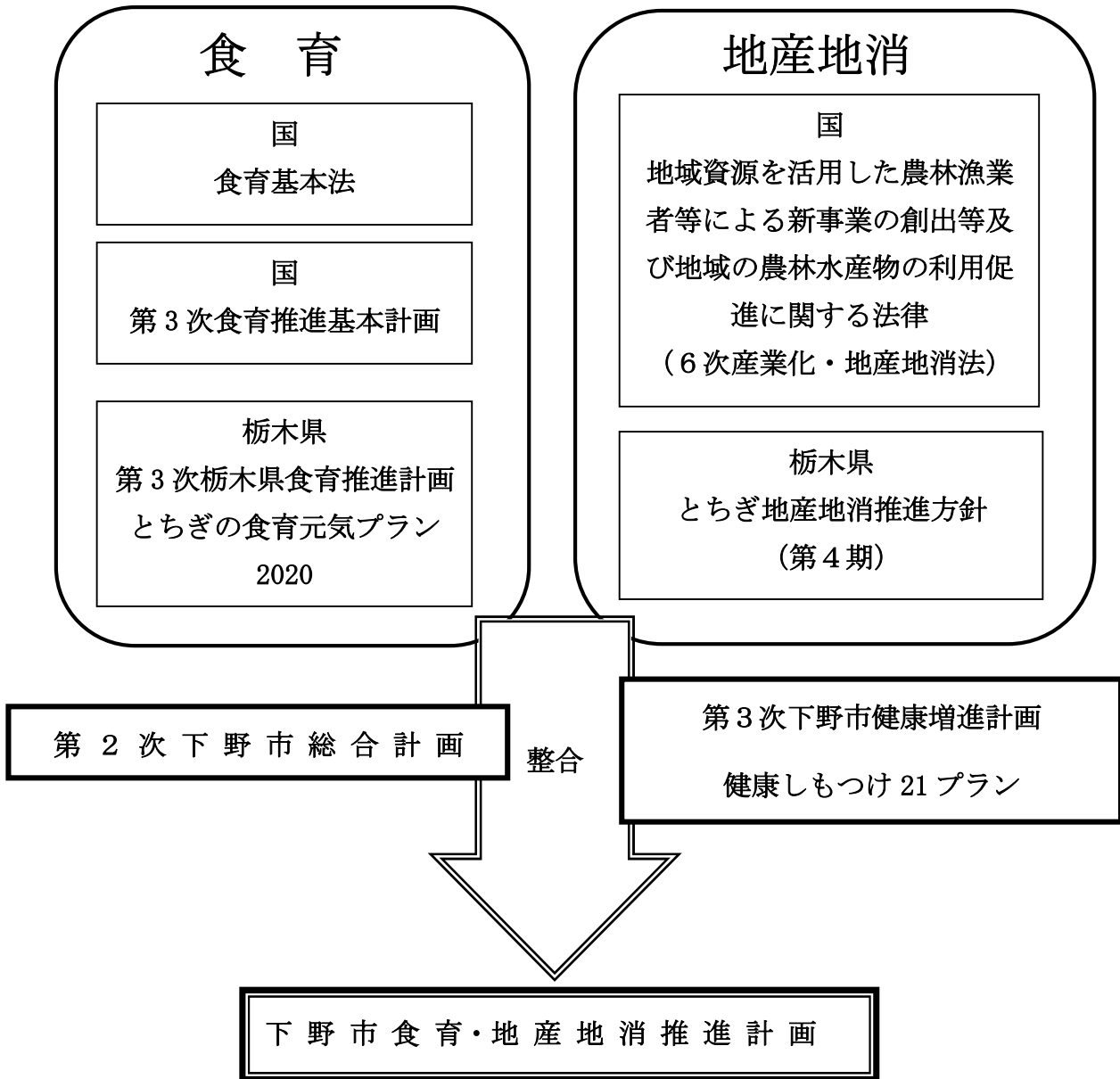
なお策定にあたっては、国は「農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針」や県の「とちぎ地産地消推進方針（第4期）」などの上位計画及び第二次下野市総合計画など関連する計画と整合性を図りつつ、地産地消を推進していくこととします。

地産地消には、単に地場産物の消費拡大という面だけでなく、「産地と消費者との交流」、「健康的な食生活の実現」、「食文化への理解」、「環境保全」、「地域の活性化など様々な役割を持っています。

（※2）6次産業化・地産地消法第41条第1項

市町村は、基本方針を勘案して、地域の農林水産物の利用の促進についての計画を定めるよう努めなければならない。

3 計画の関連図



4 計画の期間

この計画は、平成 31（2019）年度を初年度として、平成 34（2022）年度までの 4 か年計画とします。

また、計画期間中に状況の変化などが生じた場合には、必要に応じて、計画の見直しを行うこととします。

Ⅱ 食をめぐる現状

1 健康の現状

(1) 平均寿命と健康寿命

①平均寿命

平均寿命は男女とも延伸していますが、男女とも全国平均より若干下回っています。

単位：年

	男 性		女 性	
	平成22年	平成27年	平成22年	平成27年
下野市	79.5	80.6	85.3	86.3
栃木県	79.1	80.1	85.7	86.3
全 国	79.6	80.8	86.4	87.0

資料：厚生労働省 市区町村別平均寿命

②健康寿命

健康上の問題で、日常生活が制限されることなく生活できる期間と定義される健康寿命は、平均寿命と同様に延伸しています。

単位：年

	男 性		女 性	
	平成22年	平成25年	平成22年	平成25年
下野市	78.49	78.81	82.73	83.26
栃木県	77.90	78.12	82.88	82.80

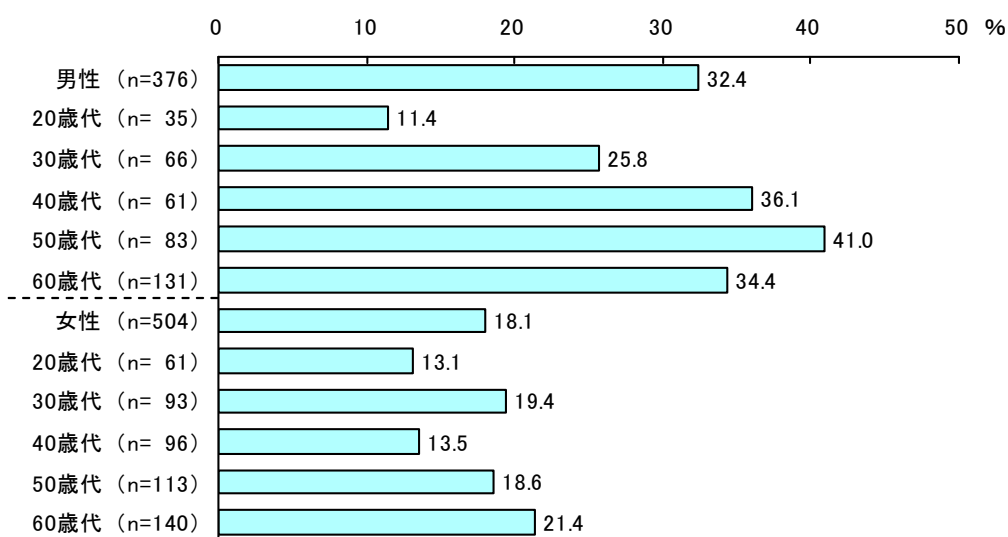
資料：栃木県 健康度「見える化」事業報告書

(2) 肥満の状況

①成人

適正体重を維持することは生活習慣病の予防につながります。BMI（※1）による肥満者の割合は、男性では約3人に1人、年代では男性の40歳代から60歳代ではさらに高い割合となっています。

【肥満者（BMI 25.0以上）の割合（性・年代別）】



資料：平成28年度 健康と生活習慣に関する健康実態調査

(※1) BMI (Body Mass Index)

肥満度を表す体格指数で次の式で計算する。

$BMI = \text{体重 (Kg)} \div \text{身長 (M)} \div \text{身長 (M)}$ 日本肥満学会の判定基準では、18.5未満を低体重（やせ型）、18.5以上25未満を普通体重、25以上を肥満としている。

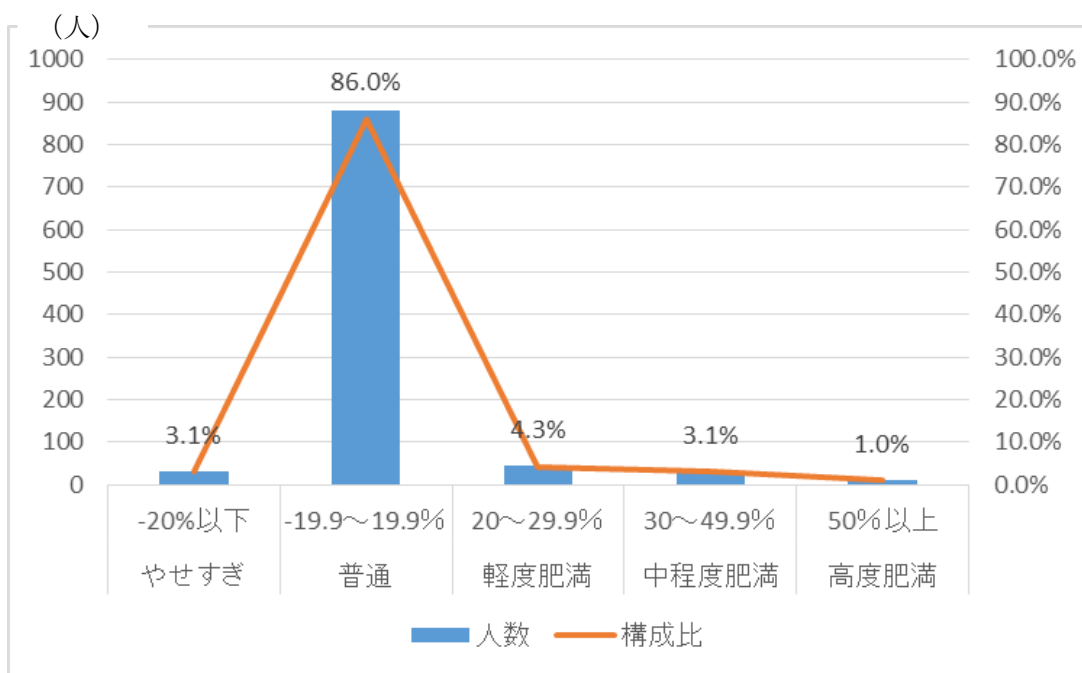
②小学5・6年生

【小学校5・6年生における肥満者の割合】

	やせすぎ	普通	軽度肥満	中程度肥満	高度肥満	不備回答	無回答	計
	-20%以下	-19.9~19.9%	20~29.9%	30~49.9%	50%以上			
全体	32	881	44	32	10	10	15	1024
構成比	3.1%	86.0%	4.3%	3.1%	1.0%	1.0%	1.5%	100%
男子	17	426	25	21	10	5	7	511
構成比	3.3%	83.4%	4.9%	4.1%	2.0%	1.0%	1.4%	100.0%
女子	15	455	19	11	0	3	8	511
構成比	2.9%	89.0%	3.7%	2.2%	0.0%	0.6%	1.6%	100.0%

資料：平成29年度 小学5・6年生へ向けた生活習慣等調査

【小学校5・6年生における肥満者の割合（全体）】



※肥満度（標準体重に対して何%太っているかを示したもの）

肥満度の計算方法

$$\text{肥満度} = \frac{\text{自分の体重} - \text{標準体重}}{\text{標準体重}} \times 100$$

{
やせすぎ
~ -20%
普通
-19.9~19.9%

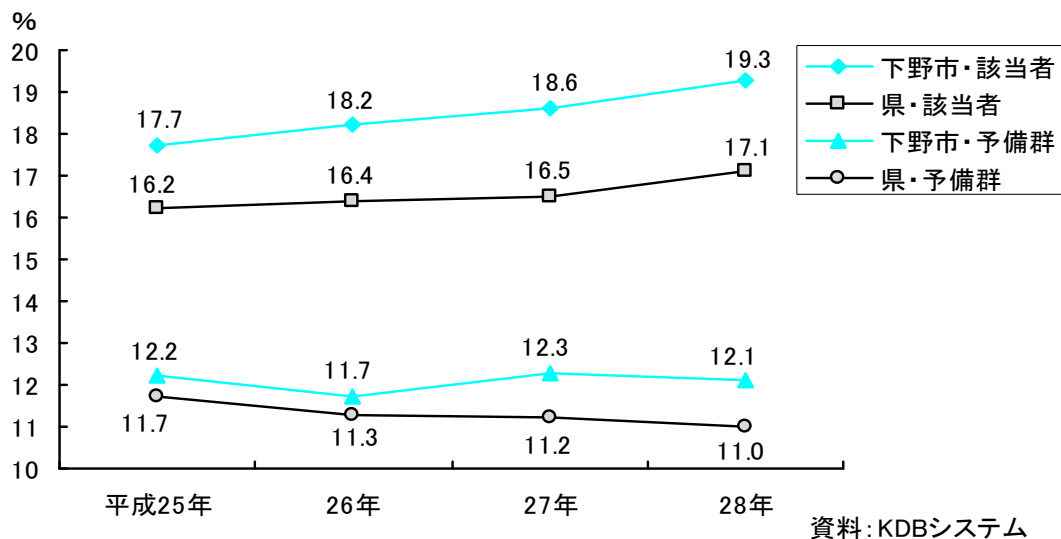
軽度肥満
20~29.9%
中程度肥満
30~49.9%
高度肥満
50%~
}

(3) メタボリックシンドロームの該当者・予備群

メタボリックシンドローム（※2）とは、内臓脂肪が多くて糖尿病を始めとする生活習慣病等になりやすい状況をいいます。

本市の該当者の割合は、年々増加傾向にあり県を上回る推移となっています。また予備群の割合は、約1.5倍で推移していますが、該当者と同じく県を上回る推移となっています。

【メタボリックシンドロームの該当者・予備群の推移】



(※2) メタボリックシンドローム

肥満（内臓脂肪型肥満）の人が、「糖尿病」「高血圧」「脂質異常症」といった生活習慣病となる危険因子を2つ以上あわせもっている状態をさします。

内臓脂肪 腹囲男性 ≥ 85 cm 女性 ≥ 90 cm をベースに

- 1、中性脂肪 ≥ 150 mg/dl かつ、または、HDL コレステロール < 40 mg/dl
- 2、収縮期血圧 ≥ 130 mm Hg かつ、または、拡張期血圧 ≥ 85 mm Hg
- 3、空腹時血糖 ≥ 110 mg/dl

の2項目以上に該当する場合、メタボリックシンドロームと診断できる。

2 子どもの生活リズムの状況

(1) 起床時間と就寝時間

① 起床時間

午前7時前に起きる園児（年長）は67.8%、小学5・6年生は91.6%を占めています。

単位：%

	6時以前	6時～7時	7時～8時	8時以降
園児（年長）	5.4	62.4	30.6	1.2
小学5・6年生	20.7	70.9	7.7	0.3

資料：平成29年度 小学5・6年生へ向けた生活習慣等調査
平成28年度 年長児へ向けた生活習慣等調査

② 就寝時間

園児では午後9時から10時の間に就寝する割合が46%と最も高く、小学5・6年生でも午後9時から10時の間に就寝する割合が46.4%と最も高くなっています。

単位：%

	20時以前	20時～21時	21時～22時	22時以降
園児（年長）	5.4	42.1	46.0	0.7
	21時以前	21時～22時	22時～23時	23時以降
小学5・6年生	11.0	46.4	28.6	13.3

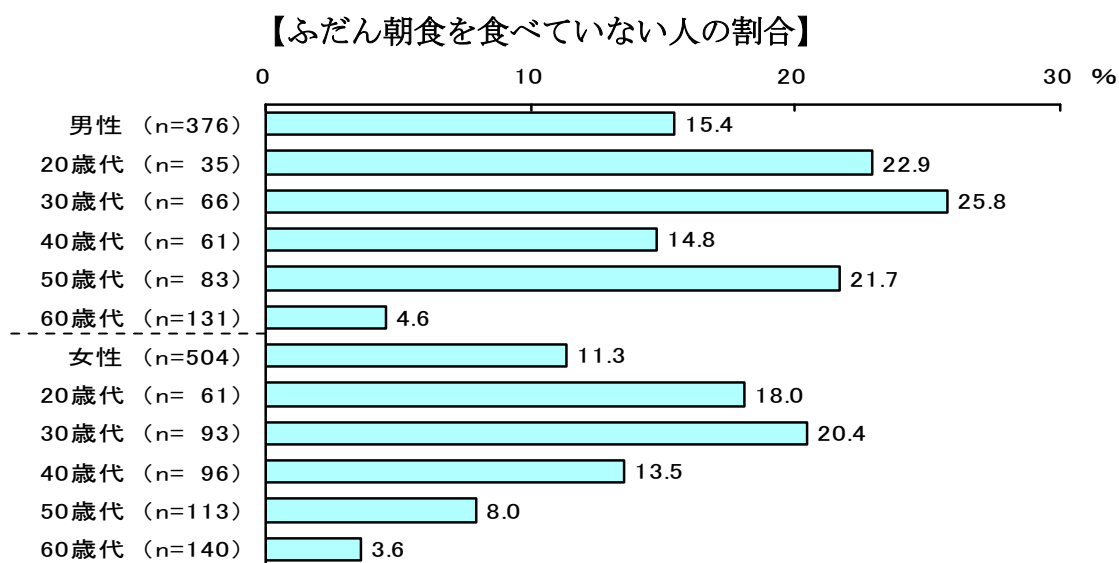
資料：平成29年度 小学5・6年生へ向けた生活習慣等調査
平成28年度 年長児へ向けた生活習慣等調査

3 食生活の状況

(1) 朝食の摂取状況

①成人の朝食摂取状況

朝食の摂取においては、女性よりも男性の欠食率が高くなっています。また、年代によっても差があり、男女とも60歳代は1桁の割合となっています。毎日の生活のリズムを整えるためにも、朝食をきちんと摂取することが重要です。



資料：平成28年度 健康と生活習慣に関する健康実態調査

②子どもの朝食摂取状況

園児（年長）に比べて、小学5・6年生の朝食欠食率が高くなっています。

単位：%

	朝食を食べた	朝食を食べなかった
園児（年長）	97.7	1.9
小学5・6年生	96.0	3.7

資料：平成29年度 小学5・6年生へ向けた生活習慣等調査
平成28年度 年長児へ向けた生活習慣等調査

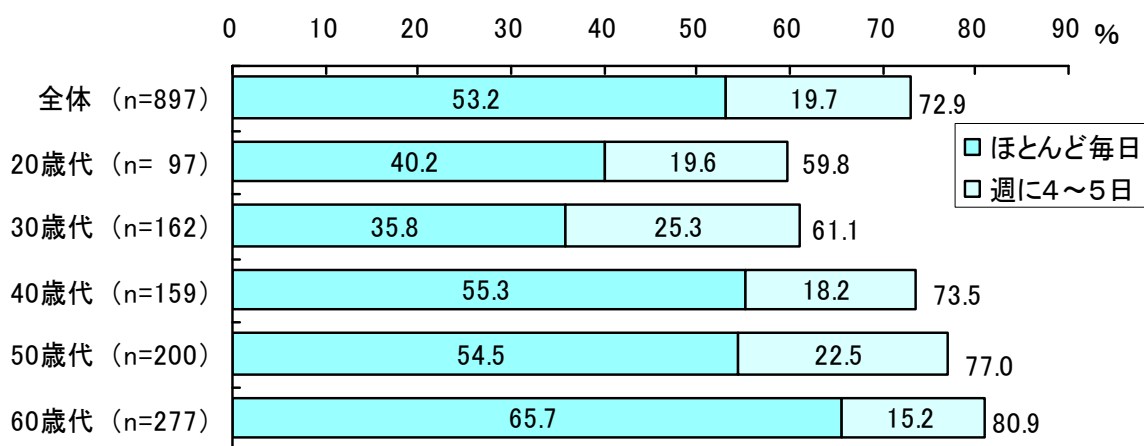
(2) バランスの良い食事

食事の基本として主食（ごはん、パン、麺類など）、主菜（魚、肉、卵、大豆製品など）、副菜（野菜類、きのこ、海藻類、いも類など）の揃った食事摂取を進める必要があります。

① 成人

20歳代、30歳代で主食・主菜・副菜の揃ったものを食べている割合が下がっています。

【主食・主菜・副菜の揃った食事が1日2回以上あるのが、週に何日あるか】



② 子ども

主食・主菜・副菜の揃ったものを食べている園児（年長）、小学5・6年生は半数を超えています。

【主食・主菜・副菜の揃った食事が1日2回以上あるのが、週に何日あるか】

単位：%

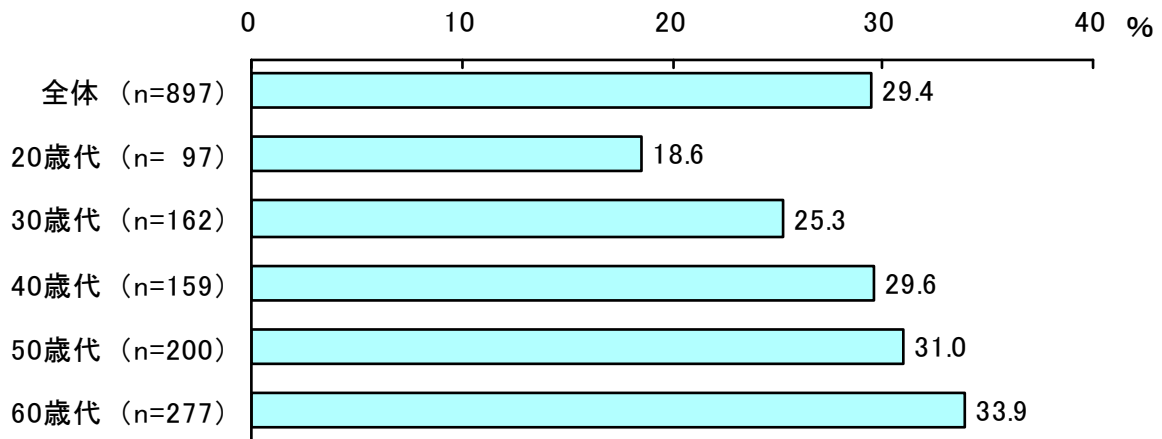
	ほとんど毎日	週に4～5日	週に2～3日	ほとんどない
園児（年長）	64.7	20.8	10.0	4.0
小学5・6年生	53.5	23.7	14.5	7.9

資料：平成29年度 小学5・6年生へ向けた生活習慣等調査
平成28年度 年長児へ向けた生活習慣等調査

(3) 野菜の摂取状況

毎日野菜を食べている人の割合は、男女共に60歳代がもっとも高く、20歳代がもっとも低い状況です。野菜摂取量は1日350g以上が望ましいとされ、ビタミンやミネラルの補給源でもあります。

【毎日野菜をたっぷり食べている人の割合】



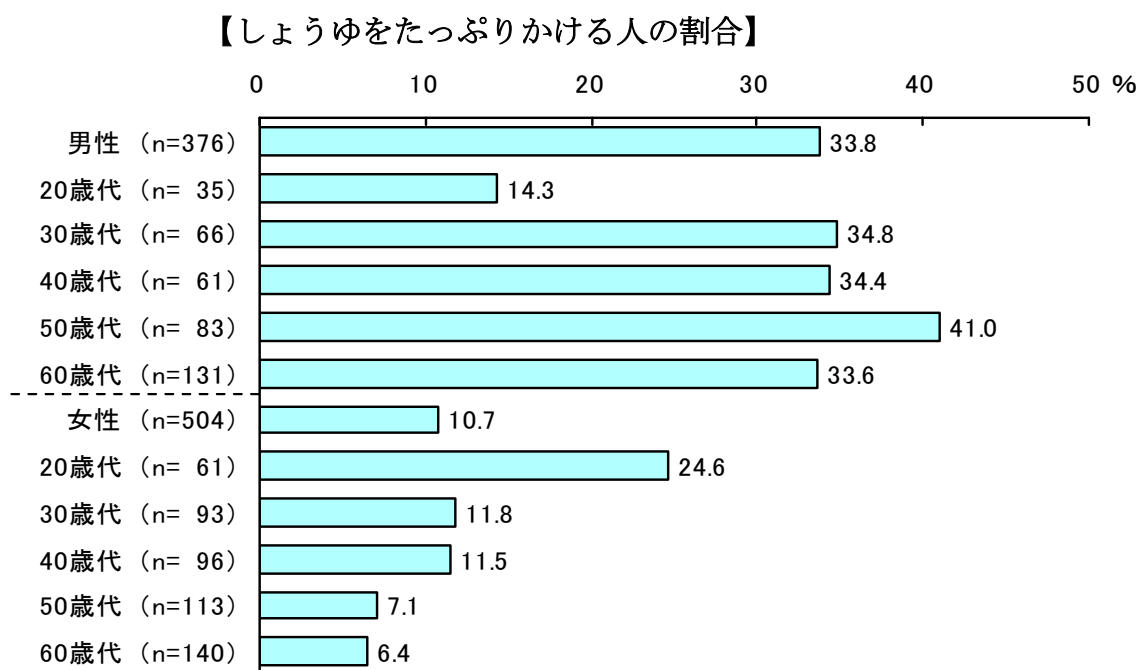
資料：平成28年度 健康と生活習慣に関する健康実態調査



【ゆうがおパークでの新鮮野菜販売】

(4) 塩分摂取の習慣

しょうゆをたっぷりかける人の割合は、20歳代を除く男性に多くみられます。女性では20歳代のみ、やや多くなっています。食塩の摂取量が多いと高血圧症や脳血管疾患の発症につながりやすくなるため、食塩摂取量をできるだけ少なくしていく必要があります。



資料：平成28年度 健康と生活習慣に関する健康実態調査

4 食の生産状況

(1) 農畜産物の生産状況

下野市は首都圏に位置し、東京から約 85 km という立地条件を活かして、米・麦のほか、園芸・畜産などバランスがとれた生産構造を形作りながら生産を続けてきました。

総農家戸数、販売農家戸数(※1)、耕地面積ともに減少が進んでおり、今後は農地の集約化とともに、高付加価値・産地化を図り収益性の高い農業を目指します。

(※1) 経営耕地面積が 30 アール以上又は農産物販売金額が 50 万円以上の農家の戸数。

○下野市の農業に関する基礎的指標

項目	平成 22 年度	平成 27 年度
総農家戸数	1,961 戸	1,702 戸
販売農家戸数	1,532 戸(総農家戸数の 78.1%)	1,239 戸(総農家戸数の 72.7%)
耕地面積	3,930 ha	3,850 ha

資料：下都賀地方の農業・農村 下都賀農業振興事務所

○下野市の品目別産出額（平成 26 年度）

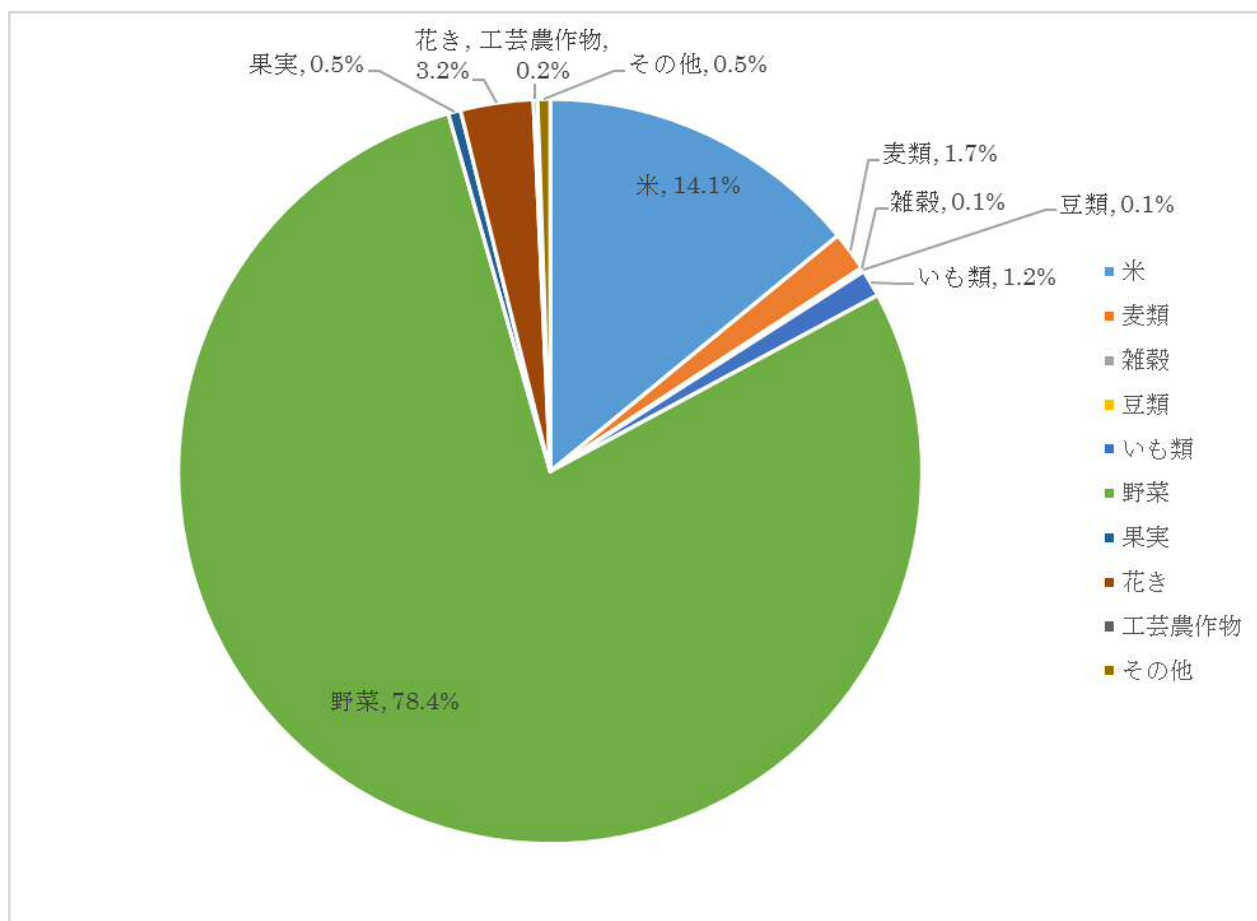
①耕種

品目別の産出額においては、野菜が78.4%と金額の大半を占めています。これに続いて花き、米、麦類の順となっています。

単位：1,000 万円

米	麦類	雑穀	豆類	いも類	野菜	果実	花き	工芸農作物	その他	合計
156	19	1	1	13	869	6	35	2	6	1,108
14.1%	1.7%	0.1%	0.1%	1.2%	78.4%	0.5%	3.2%	0.2%	0.5%	100%

資料：市町村別農業産出額



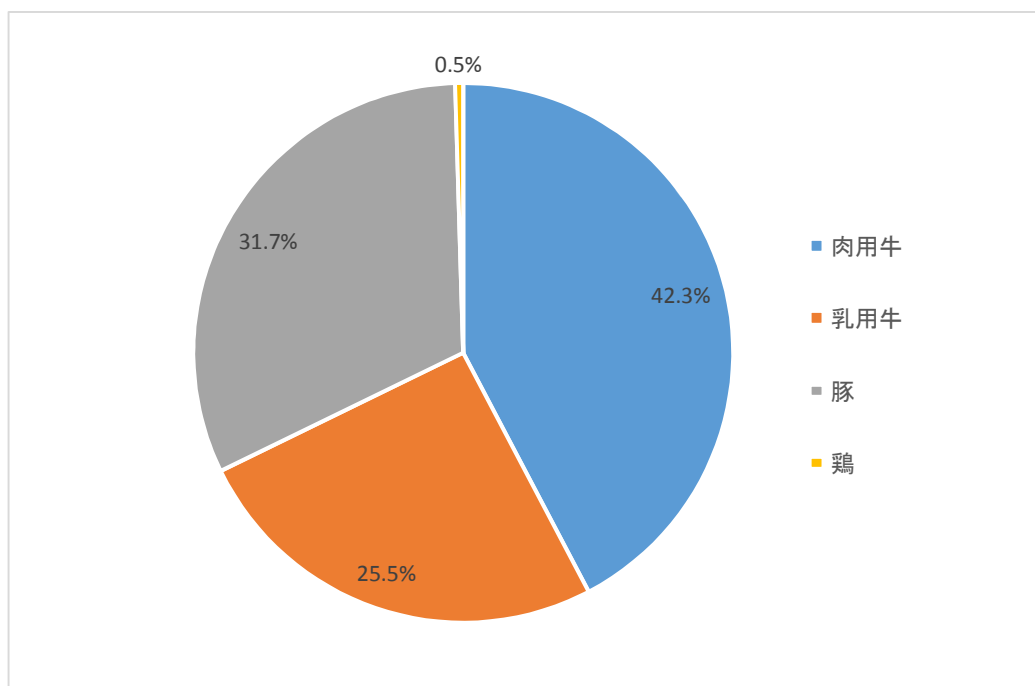
②畜産

畜産においては、肉用牛で42.3%、乳用牛で25.5%となっており、牛関係で67.8%を占めています。これに続き、豚は31.7%、鶏は0.5%となっています。

単位：1,000万円

肉用牛	乳用牛	豚	鶏	合計
88	53	66	1	208
42.3%	25.5%	31.7%	0.5%	100.0%

資料：市町村別農業産出額



(2) 農畜産物の安全・安心の状況

農畜産物の安全・安心と品質を確保するために、生産者は生産履歴記帳をとおして農薬等の使用状況の情報を発信しています。また、性フェロモン剤や生物・微生物農薬の導入を促進して、安全な農畜産物の生産拡大を推進します。

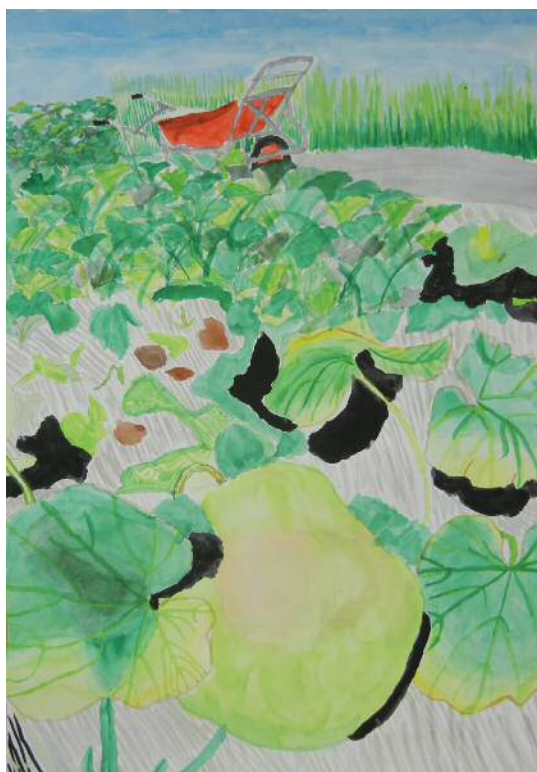
県では環境保全型農業の推進策としてエコファーマー(※1)の認定や、とちぎの特別栽培農産物「愛称：リンク・ティ」(※2)の登録認証を行っています。



また、原発事故による放射性物質対策として、県では農産物直売所等に出荷される農林水産物に対してモニタリング検査を行って安全性を確認しています。

(※1) 食の安全・安心の確保と農地と周辺環境にやさしい農業の実践を目指して、土づくり・化学合成農薬使用低減・化学肥料使用低減に取り組む農家を県が認定するものです。

(※2) 節減対象農薬と化学肥料(窒素成分)の使用量を、通常に栽培する場合の半分以下に減らした農産物を県が認証するものです。



【ふるさととちぎ農業・農村児童画コンクール 優秀賞 石井愛美】

5 目標の達成状況

下野市食育推進計画（第2期）及び下野市地産地消推進計画（第3期）において定めた目標値に対する達成状況を示します。

○食育推進計画

基本目標1 食を大切に作る心を育てるために

項目	計画策定時 平成25年度 (2013)	目標値 平成30年度 (2018)	現状値 平成29年度 (2017)
市民農園等における体験メニューの機会	3回	5回	3回
外部講師など専門職による「食に関する指導」を受けた学校数の割合	13%	25%	43.7%
学校給食等で郷土料理食や行事食を提供した回数	11回	22回	24回

基本目標2 楽しく規則正しい食事習慣を築くために

項目	計画策定時 平成25年度 (2013)	目標値 平成30年度 (2018)	現状値 平成29年度 (2017)
朝食欠食者の割合（小学生）	2.5%	0%	3.7%
成人の朝食欠食率	男性 29.4% 女性 11.3% (H23)	15%以下 10%以下	15.4% 11.3% (H28)

資料：健康しもつけ21プラン

基本目標3 下野市の食を活かした日本型食生活を推進するために

項 目	計画策定時	目標値	現状値
	平成 25 年度 (2013)	平成 30 年度 (2018)	平成 29 年度 (2017)
しょうゆをたっぷりかける人の割合	男性 30.6%	20%以下	33.8%
	女性 12.0%	10%以下	10.7%
BMI 25.0 以上の肥満の割合 (成人)	男性 26.0%	20%以下	32.4%
	女性 16.0%	13%以下	18.1%
	(H23)		(H28)
	(H23)		(H28)

資料：健康しもつけ21プラン

基本目標4 食の安全・安心に対する理解を深め、地産地消を推進するために

項 目	計画策定時	目標値	現状値
	平成 25 年度 (2013)	平成 30 年度 (2018)	平成 29 年度 (2017)
エコファーマーの認定者数	370 人 (H24)	400 人	90 人
下野市地産地消応援団認定数	47 事業所	60 事業所	52 事業所
とちぎの地産地消推進店	2 店舗	5 店舗	4 店舗

基本目標5 市民が主役の食育運動を展開するために

項 目	計画策定時	目標値	現状値
	平成 25 年度 (2013)	平成 30 年度 (2018)	平成 29 年度 (2017)
とちぎ食育応援団の団員数	8 人	18 人	9 人

○下野市地産地消推進計画（第3期）

基本方策1 消費者と生産者の相互理解・協働関係の構築

項 目	計画策定時	目標値	現状値
	平成 25 年度 (2013)	平成 30 年度 (2018)	平成 29 年度 (2017)
体験農園の設置数	1 か所	2 か所	1 か所
農産物加工体験施設の設置数	3 か所	4 か所	4 か所
体験農園のイベント開催回数	1 回	3 回	3 回

基本方策2 安全安心な地域農畜産物の利用と提供の拡大

項 目	計画策定時	目標値	現状値
	平成 25 年度 (2013)	平成 30 年度 (2018)	平成 29 年度 (2017)
市内農産物直売所の販売額合計	8 億円	10 億円	8 億円
農畜産物のブランド認証数	2 件	3 件	6 件

基本方策3 豊かな下野市の食づくり

項 目	計画策定時	目標値	現状値
	平成 25 年度 (2013)	平成 30 年度 (2018)	平成 29 年度 (2017)
学校教育課程以外で行う農業体験の開催回数	3 回	5 回	3 回

6 課題の整理

これまでの計画における取組や調査結果等を踏まえ、取り組むべき課題を整理しました。

(1) メタボリックシンドロームの予防や改善

メタボリックシンドロームの該当者が年々増加傾向にあることから、運動習慣を身につけることやバランスの良い食生活の実践など予防や改善に取り組む必要があります。

(2) 朝食の摂取

若い年代の朝食欠食率が高いことから、毎日の生活リズムを整え、健康な生活を維持するために、朝食の摂取に向けた取り組みが必要です。

(3) 共食

家族と一緒に食事をするなど、共食を通して、子どもの頃から望ましい食生活の実践が必要です。また、高齢者の単身世帯の増加などによる家庭生活の多様化に対応した取り組みが必要です。

(4) 地元農畜産物への関心

安全・安心な農畜産物への関心が高まっていることから、地元で生産された安全な農畜産物への理解、関心をさらに向上させる必要があります。

(5) 郷土料理等への理解

食生活の多様化により、郷土料理などが失われつつあることから、地域特性を生かした料理や家庭の味、食事マナーなどを次世代に継承していく取り組みが必要です。

(6) 環境への配慮

食べ残しや手つかず食品の廃棄などを削減することにより、ごみの減量化を図るなど、環境に配慮した取り組みが必要です。

Ⅲ 基本理念・基本目標

本市では、次のとおり基本理念を定めて計画を推進します。

1 基本理念

「食」を通して自然や地域への感謝を深め、将来にわたり心身の健康と豊かな人間性を育みます。

2 基本目標

基本理念を実現するために、次のとおり計画推進の基本目標を定めます。

1 多様な暮らしに応じた食育の推進

高齢者の一人暮らしや核家族化など社会環境の変化により、食に関する課題や目指す姿が様々であることを踏まえ、各々のライフステージに応じた食育を推進します。

2 健全な食生活の実践

心身の健康と豊かな人間性を育むためには、健全な食生活の実践が不可欠です。市民一人ひとりが生涯にわたり「食」に対する正しい知識と「食」を選択する判断力を育みます。

3 地産地消の推進と環境に配慮した食育の推進

地元の旬の食材や食文化への関心と理解を深めるとともに、食料の生産から消費に至る食の循環を意識し、環境に配慮した食育を推進します。

基本目標	具体的な施策の展開
1 多様な暮らしに応じた食育の推進	(1) ライフステージに応じた食育の推進 新規 (2) 学校等における指導の充実 (3) 優れた食文化の継承・発展
2 健全な食生活の実践	(1) 規則正しい食生活の普及 (2) 栄養バランスの取れた食生活の推進 (3) 楽しく食卓を囲む機会の拡大 (4) 生活習慣病予防の推進
3 地産地消の推進と環境に配慮した食育の推進	(1) 食の安全や環境に配慮した食育の推進 (2) 地産地消の推進 (3) 豊かな下野市の食づくり

IV 施策の展開

1 多様な暮らしに応じた食育の推進

(1) ライフステージに応じた食育の推進 新規

○現状と目指す方向

「食」は私たちの命の源であるとともに、食事の機会を通じて人と人との絆を育み、健全な心身の維持に重要な役割を果たすものです。しかし、幼児期・児童生徒期の朝食の欠食、青年期のライフスタイルの乱れ、壮年期の生活習慣病、高齢期の低栄養等、各ライフステージによって様々な食に関する課題が生じています。

食育は生涯にわたって実践されるべきものであり、各ライフステージの特徴や課題に応じた食育の推進に取り組んでいくことが必要です。

子どもから高齢者まで、生涯を通じた取組を推進するにあたって、世代によりそれぞれの特徴や抱える課題も異なることを踏まえ、次のようにライフステージを定め、ステージごとの施策の展開をします。

○ステージ1 乳幼児期（0～6歳）

望ましい食生活や生活リズムの基礎を築く時期

○ステージ2 学童・思春期（7～19歳）

望ましい食生活や生活リズムを定着する時期

○ステージ3 青年期（20～39歳）

食を楽しみながら、健全な生活を送り、体力の維持向上に努める時期

○ステージ4 壮年期（40～64歳）

食を楽しみながら健全な食生活を送り、健康の維持・増進に努める時期

○ステージ5 高齢期（65歳～）

食を楽しみ、健康の維持・増進に努めながら、食に関する知恵を次代に伝える時期

○ステージ1 乳幼児期（0～6歳）

乳幼児期は、生活リズムや食習慣を身につけるとともに、味覚やそしゃく等の機能が発達する時期です。

また、保護者への依存度が高く、食育の担い手は保護者であることから、保護者の食に対する考え方や行動の影響を強く受ける時期であるため、子どもが食べることに興味を持ち、食に対する感謝の気持ちを抱くよう、育てることが望まれます。

乳幼児においては、授乳期・離乳期からの心の安定や、食べる意欲につながる豊かな食体験を積み重ねていくこと、また、健全な食生活につながる基本的な生活習慣を習得することが重要です。そのためにも、家庭、保育園、幼稚園、こども園、地域、関係機関等が一体となった食育推進が望まれます。

○主な施策

①食や生活に関する知識の普及啓発

- ・乳幼児の規則正しい生活習慣づくりを図るため、乳幼児健診を中心に乳幼児期からの生活リズムの重要性や食習慣等、生活習慣に関する知識の普及・啓発を今後も継続して実施します。

②食習慣の基礎づくり

- ・乳幼児期における食習慣の基礎づくりを離乳食から個別に応じ支援します。

③保育園の給食メニューの家庭への紹介

- ・保育園の給食メニューは日常の食事として勧めているので、日常食としての給食メニューを紹介し、家族の健康保持増進につなげていきます。

④各種相談の充実

- ・保護者も含めた家族全体の食生活の見直しができるよう、集団や個別の栄養相談を継続して実施します。

○ステージ2 学童・思春期（7～19歳）

児童生徒期は、徐々に保護者への依存が薄れていき、後半は子どもから大人への移行期に入ってきます。生活習慣が形成され、食に関する関心や判断力を養い、基本的な食習慣を固める時期です。

また、心身の成長・発育が著しいこの時期は、家族そろって食事を摂ったり、学校で食に関する教育を受けることで、食べることを楽しみ、食べ物を味わい、食に対する感謝の気持ちを知り、食事のマナー等を身につけることが大切です。

このような健全な食生活が確立されるよう、保護者への働きかけを行うことが不可欠であるとともに、「早寝早起き朝ごはん」運動に代表されるように、子どもの基本的な生活習慣や生活リズムの確立が重要です。

○主な施策

①食に関する指導体制の充実

- ・食に関する指導の中核となる栄養教諭・学校栄養職員に対する研修の充実を図ります。

②指導内容及び給食の充実

- ・児童生徒が食に対する理解を深め、興味が高まるよう農業体験や生産者との交流を推進します。

- ・給食を生きた教材として活用できる献立の充実と地元農産物の活用を啓発します。

③家庭・地域との連携促進

- ・給食主任や栄養教諭・学校栄養職員と連携して「食育だより」や「ホームページ」等を利用した、家庭や地域に向けた情報発信を促進します。

○ステージ3 青年期（20～39歳）

青年期は、社会的役割を持ち、心身ともに成熟する時期です。これまでの経験や自らの意志により食生活や生活習慣を管理する時期ですが、仕事等の影響で、これまでに形成してきたライフスタイルが不規則になることも見受けられます。

このことから、自らの健康に関心を持ち、栄養が偏らないように気をつける等、健全な食生活を維持できるようワークライフバランスに留意し、自己管理する必要があります。

さらに、子育て世代でもあり、健康のために適切な食習慣の確立を図ることはもちろん、健全な食生活を子どもに伝えていくことが望まれます。

○主な施策

①定期的な青年期生活習慣病予防健診（ヤング健診）（20～39歳）と事後指導

- ・健診を通して自分の体について知り、原因となる生活習慣の改善に取り組み、継続的な健診受診ができるよう支援します。

②働く世代を対象とした食育の推進

- ・事業所などにおいて、働く世代を対象として、健康レシピ・リーフレット配布などの普及啓発に努めます。

③ワークライフバランスの推進

- ・長時間労働を前提とした働き方を見直し、誰もが仕事と家庭との両立を実現するため、企業向けの広報を行うなど普及啓発に努めます。

○ステージ4 壮年期（40～64歳）

壮年期は、社会や家庭においても役割や責任が大きくなり、疲労、ストレス等の食以外の要因の影響を受けやすくなる時期です。

また、加齢に伴う身体の変化が健康面へ及ぼす影響が大きくなることから、自分自身の健康状態を把握し、栄養バランスの良い食事をとることが重要です。

あわせて、地域活動等へ積極的に参加する等、今まで培ってきた食の知識や技術、様々な食体験を若年世代に伝えることも大切です。

○主な施策

①定期的な検診と事後指導

- ・検診を通して自分の体について知り、原因となる生活習慣の改善に取り組み、継続的な検診受診ができるよう取り組みます。

②健康づくりのための正しい知識の普及

- ・メタボリックシンドロームや生活習慣病の発症を予防するための正しい知識の普及や食生活改善について普及啓発を行います。

③ホームページや広報紙等による伝統・郷土料理の情報発信

- ・郷土の食文化に関する理解を深めるため、ホームページや広報紙を通じて、伝統料理や郷土料理に関する情報を発信します。

○ステージ5 高齢期（65歳～）

高齢期は、個人差はありますが、加齢に伴う身体的な老化が進み、健康や体力に不安を感じる時期です。そのため、食事内容や栄養バランスに留意し、日常生活における行動や健康状態に適した食生活の実践が求められます。

また、加齢による唾液等の分泌量の減少や、歯周病による歯の喪失・そしゃく機能障害から食欲が低下し、低栄養等をまねき、要支援・要介護状態になるなど、健康状態の悪化につながることもあります。

この時期は、健康で自立した生活を長く維持できるよう（健康寿命の延伸）、五感（視覚・聴覚・味覚・触覚・嗅覚）で食を楽しむ工夫により食べる喜びを感じるとともに、健全な食生活の維持が望まれます。

また、これまでに獲得した食文化や伝統等の知識を、地域や家族に引き継いでいくことも大切な役割です。

○主な施策

①保健指導、栄養相談の実施

・家庭や個人の状況に応じた、食事や栄養に関する指導や助言を実施し、栄養バランスのとれた食生活が実践できるよう支援します。

②「共食」の推進

・友人や家族と楽しみながら食事をとることが楽しく、心身ともにリラックスし健康を維持できるよう「共食」を推進します。

④食の自立支援（配食サービス）

・高齢者等を対象とした食事の宅配サービスを実施し、栄養バランスの取れた食生活を支援します。

(2) 学校等における指導の充実

○目指す方向

朝食の欠食に代表されるような食習慣の乱れや、脂質の過剰摂取、野菜の摂取不足などにより、それらに起因した肥満や生活習慣病の予備軍である子どもが増えています。

子どものころから食に関する正しい知識を学び、健やかな心と体の成長を支援するため、幼稚園・保育園・こども園・学校等において給食をはじめとした様々な機会において、食に関する指導の充実を図ります。

○主な指標

指標名	基準年度 H29(2017)	目標値 H34(2022)
外部講師など専門職による「食に関する指導」を受けた学校数の割合(小・中)	13%	50%
食に関する年間指導計画を策定して食育に取り組んでいる学校数	全校実施	全校実施

○主な施策

①食に関する指導体制の充実

・すべての学校で食育に関する指導体制が体系的に行われるよう、学校食育部会を組織し、「食に関する指導」の充実を図ります。

②指導内容及び学校給食の充実

・児童、生徒等が食に対する学習意欲や興味・関心を高め、理解が深まるよう、実際の食に関する農業体験や生産者との交流を充実させることにより、日本型食生活の普及促進を図ります。

・学校給食を生きた教材として活用できるよう献立等の充実を図るとともに、地産地消を促進します。

③児童生徒等の個別指導の充実

・近年、増加傾向にある食物アレルギーや肥満傾向のある子どもたちに対し、自分の身体の状態を知り、自分に適した食事が選べる能力を身につけさせるなど、個々に応

じた指導を充実します。

④家庭・地域との連携促進

・「食育だより」等を通じ、規則正しい食習慣等について情報発信するなど、保護者を中心として家庭・地域における食育を推進します。

(3) 優れた食文化の継承・発展

○目指す方向

輸入食材の増加や欧米型食生活等の食習慣の多様化により、伝統的な郷土料理等の地域に根ざした特色ある食文化が失われつつあります。

また、食への感謝を意識することなく、食品がすぐ手に入ることが当たり前になりつつあり、大量の食べ残し・廃棄物が発生しています。食に感謝し、食品を無駄にしないような取組を進めていきます。

郷土料理や行事食、地元食材を使った料理など、地域に伝わる優れた食文化を受け継ぐとともに、新しいメニューの開発などにも取り組みます。

○主な指標

指標名	基準年度 H29(2017)	目標値 H34(2022)
学校給食等で郷土料理や行事食を提供した回数（1校あたり平均）	14回	18回
食育・地産地消に関するイベント実施回数	4回	6回

○主な施策

①食文化の普及・発展

- ・地域の伝統的な郷土料理や行事食等、優れた食文化を継承するため、学校での授業、地域の行事や料理教室等を活用して、学ぶ機会を提供します。
- ・学校給食や様々な機会をとおして地域における伝統的な郷土料理や行事食等の献立を提供し、優れた食文化を継承できるよう促進します。

・農村レストランや飲食店等において、下野市産農畜産物を活用した伝統的な郷土料理等の提供やレシピの提供を促進します。特に生産日本一である下野市のかんぴょうの優れた栄養価をPRし、伝統的な郷土料理や新しい活用方法を紹介します。

②環境にやさしい食生活

- ・環境への負荷を低減するため食品廃棄物の発生抑制や再資源化の取組を促進します。
- ・食料資源の活用として、農業と福祉が連携（農福連携）できる仕組みを促進します。

③国際交流の推進

・お互いの国の食文化を知ることとおして、ふるさとを見直すきっかけをつくるため、国際交流員を中心とした料理教室の開催や交流会等の取組を促進します。



【かんぴょうを取り入れた給食】

2 健全な食生活の実践

(1) 規則正しい食生活の普及

○目指す方向

朝食は1日の活動エネルギーを摂取する大切な食事です。朝食を食べないと昼食や間食を多く食べてしまったり、体が過剰にエネルギーを蓄えようとする傾向にあります。生活習慣病予防のために、生活リズムを整え、食事バランスのとれた食事を摂るなど正しい食生活習慣を築きます。

○主な指標

指標名	基準年度 平成28(2016)年度		目標値 平成34(2022)年度
	朝食欠食児童生徒の割合	幼児	1.9%
小学生		3.7%	0%
成人の朝食欠食率	13.4%		11%以下

資料：健康しもつけ21プラン

○主な施策

①朝食を毎日食べる運動の推進

- ・保育園、幼稚園、こども園、児童館、子育て支援センターに通う子どもとその家族を対象に、乳幼児健診、食育出前事業等で子どもの頃からの朝食の必要性などに関する情報を提供します。
- ・学校等において、朝食の大切さを児童生徒等に理解させるとともに、保護者など家庭・地域への啓発を図ります。

②規則正しい食事の啓発活動の推進

- ・「毎日朝食を食べる」「早寝早起き」など、子どものころから規則正しい生活リズムを身につけるため、広報紙・市ホームページ等で啓発します。
- ・乳幼児健診時には離乳食や、幼児期のバランスの取れた食事・補食（おやつ）につ

いての指導を行います。

・健康推進員、食生活改善推進員等のボランティアによる事業の開催をとおして、家庭や地域に密着した普及啓発を図り、健全な食生活を送ることができるよう推進します。

(2) 栄養バランスのとれた食生活の推進

○目指す方向

市民一人ひとりが、規則正しく栄養バランスのよい食習慣や減塩の習慣を身につけることによって健康的な身体とところをつくることを目指します。

○主な指標

指標名	基準年度 平成 28 (2016) 年度		目標値 平成 34 (2022) 年度
	しょうゆをたっぷりかける人の割合	男性	33.8%
女性		10.7%	10%以下
毎日野菜をたっぷり (350g 程度) 食べる人の割合の増加	29.4%		50%以上

資料：健康しもつけ 21 プラン

○主な施策

①栄養バランスのとれた食事の普及啓発

- ・主食・主菜・副菜のそろった、食事バランスのとれた食生活の普及啓発に努めます。
- ・高齢者の栄養バランス等（低栄養予防、偏食の減少、適量の確認）に配慮した食生活知識の提供をします。
- ・野菜の摂取目標量成人 1 日あたり 350 g 以上を目指し、野菜の摂取量を増やすよう普及啓発に努めます。
- ・外食や中食の際、栄養成分表示を確認する等上手にメニューを選ぶことを啓発します。

②減塩の普及啓発

- ・各種媒体を活用して、食品に含まれる塩分量や、塩分控えめでもおいしく食べられる料理等、減塩に関する情報を提供し、減塩の必要性を啓発します。
- ・保育園、幼稚園、こども園、学校と連携して子どものころからの減塩習慣の定着化を図ります。

(3) 楽しく食卓を囲む機会の拡大

○目指す方向

家族が食卓を囲んでともに食事をとりながらコミュニケーションを図ることは食育の原点であり、食の楽しさを実感するだけでなく、食事のマナーなど、食生活に関する基礎を習得する機会にもなっています。

しかし、近年では共働き世帯、ひとり親世帯、高齢者の一人暮らしなどが増えており、家族構成の変化やライフスタイルの多様化により、家族との食事が難しい人も増えています。こうした状況を踏まえ、家族や仲間と楽しく食事をする「共食」の機会を拡大することにより、食事がコミュニケーションの場になったり、季節感を感じられたりと楽しいものであることを実感し、豊かな人間性を育みます。

○主な指標

指標名	基準年度 平成 29 (2017) 年度	目標値 平成 34 (2022) 年度
朝食は家族と食べる (幼児)	68.4%	70%以上
朝食は家族と食べる (小学校 5、6 年)	48.3%	50%以上

資料：健康増進課 幼児の健康実態調査、子どもの生活習慣調査

○主な施策

①家族で楽しく食卓を囲む機会の拡大

- ・毎月第3日曜日の「家庭の日」の普及により、家庭の絆の意義と家族の大切さを啓発し、家族とのふれあいの一環として楽しく食卓を囲む習慣の定着を図ります。

②家族で食を楽しむ環境づくりの推進

- ・子どもたちから食事の楽しさを実感できるように、幼稚園、保育園、こども園に通う子どもの家族に向けて食卓づくりの重要性を普及啓発します。
- ・学校給食の時間が楽しい会食の場であり、正しい食事マナーを身につける場となるための環境づくりを推進します。
- ・収穫の喜びや食事の楽しさを家族で共有できるよう、農業体験や料理教室等の体験型学習の機会を提唱します。

(4) 生活習慣病予防の推進

○目指す方向

健康しもつけ21プラン（第3次下野市健康増進計画）によると、下野市の約4人に1人が脳血管疾患及び心疾患により死亡しており、その原因となりやすい生活習慣病（高血圧性疾患、糖尿病、脂質異常症など）による医療費も増加しています。

食事の偏りは、生活習慣病と深く関わっていることから、市民の健康増進のための食生活の改善を推進する取組を支援します。

○主な指標

指標名	基準年度		目標値
	平成28(2016)年度		平成34(2022)年度
肥満者の割合の減少	小学生	4.2%	3%以下
	男性	32.4%	20%以下
	女性	18.1%	13%以下

資料：健康しもつけ21プラン

○主な施策

①子どものころからの生活習慣病の予防

- ・ 保育園、幼稚園、こども園、学校と連携して、子どもを中心とした家族ぐるみの肥満防止や食生活の重要性を普及啓発します。
- ・ 小中学生に対する検診事業を実施することにより、規則正しい食生活や健康の大切さについて関心を高めることで、生活習慣病の早期発見と発症予防を図ります。

②青・壮年期における生活習慣病の予防

- ・ 生活習慣病の原因となる、肥満や高血糖・高血圧・脂質異常の予防を健康教育、特定保健指導や健康相談、健診の結果説明会において普及・啓発を図ります。
- ・ 広報紙や市ホームページで、生活習慣病予防のための食事・運動などの情報を掲載し、幅広い年代へ啓発します。



【ヘルシースタート教室】



【健診結果説明会】

③自分の健康状態の客観的な把握の推進

- ・ 健康診査体制を充実し、自分の健康状態の把握がしやすい環境づくりを行います。
- ・ 健康診査受診率を上げるための広報活動を推進します。
- ・ 健診結果の理解を深め、自らが健康管理を実践できるための支援を強化します。

④地域の人材育成

- ・地域において生活習慣病予防を普及する人材として、健康推進員、食生活改善推進員等のボランティアへの支援を行います。



【ふるさととちぎ農業・農村児童画コンクール 最優秀賞 篠原 渉】

3 地産地消の推進と環境に配慮した食育の推進

(1) 食の安全や環境に配慮した食育の推進

○目指す方向

食品が広い地域に大量に流通しているため、生産者と消費者の間で情報交換が不足し、食品の安全性に対する不安が増大しています。

さらに、食品の賞味・消費期限の偽装表示や健康食品による健康被害だけではなく、知識不足による食中毒も発生しています。

自らの判断で正しい“食”を選択し、安心して健全な食生活を送ることができるよう、情報提供とリスクコミュニケーションをとおして、食の安全に関する理解を深めます。

また、近年の経済発展に伴い、いつでもどこでも食べ物が手に入る「飽食の時代」を迎え、食べ残しの増加をはじめとする環境問題が取り沙汰されています。この問題を改善するためには、一人ひとりが食を通じて環境問題への関心と理解を深め、環境に配慮した食育を実践することが必要です。

このことから、生ごみのたい肥化や食べ残しや手つかず食品の廃棄を減らす等の環境に配慮した食生活を実践することについて、普及・啓発を行います。

○主な指標

指標名	基準年度 平成 29 (2017) 年度	目標値 平成 34 (2022) 年度
下野市におけるエコファーマー認定者数 (作物別の延べ数)	90人	100人

○主な施策

①安全な農畜産物の生産拡大

・農業関係機関や団体の指導・助言のもと、農薬や化学肥料等の適正な使用に加えて、減農薬、減化学肥料による栽培や有機栽培等の普及も推進して、安全・安心な農畜産物の生産拡大を図ります。

②食の安全に関する情報の提供

- ・食の安全に関する情報を広報紙、市ホームページや報道機関等へ迅速に提供するほか、食生活改善推進員や学校と連携して普及啓発に努めます。

③食品ロスの低減

- ・一人ひとりが食を通じた環境問題への理解を深め、食べ残しや手つかず食品の廃棄を減らす等環境に配慮した食生活を実践することについて、普及啓発を行います。
- ・食材を無駄なく使う料理法や加工品の開発・普及など、地域農畜産物を活用し食品廃棄を減らす取組を支援します。
- ・食品ロスの削減のため、とちぎ食べきり15（いちご）運動※1を推進します。
- ・生ごみのたい肥化を推進することによりごみを減量します。

※1）とちぎ食べきり15（いちご）運動。栃木県が進める、宴会の開始後・終了前15分は自席でおいしく料理をいただき食品ロスを削減する運動。

（2）地産地消の推進

○目指す方向

広域大量流通システムの確立等により、消費者と生産者との距離が拡大し、生産や流通の実態が見えにくくなり、食に対する不安を招く一因となっています。

地産地消は、新鮮で栄養価が損なわれず味の良い食材を食べることができる上に、旬の食材や産地についての知識や理解を深めることもできるほか、生産から流通の過程が分かりやすく輸送に要するエネルギーが少なく済むなどの利点があります。

また、消費者にとっても生産者の顔が見えることで安心につながり、生産者は消費者のニーズを知ることができたりと、消費者と生産者を結ぶものでもあります。

安全・安心で新鮮な旬の農畜産物を提供できるよう、地域で生産されたものを地域で消費する地産地消の取組を推進し、消費者と生産者の顔が見える関係を確立します。

○主な指標

指標名	基準年度 平成 29 (2017) 年度	目標値 平成 34 (2022) 年度
学校給食における地域農産物の活用状況	49.7%	52%
下野市地産地消応援団認定数	52事業所	60事業所
下野市における農産物直売所の販売額合計	8億円	9億円
下野ブランドへの農畜産物の登録数	6品目	9品目

○主な施策

①消費者と生産者との理解促進

・ 広報紙や市ホームページへの啓発記事掲載や店舗等へのパンフレット設置など、地産地消の意義や必要性を普及・啓発します。

・ イベントや交流会をとおして、消費者と生産者との相互理解を促進します。

【しもつけかんぴょうまつり】

かんぴょうむき体験



農村生活研究グループ協議会 干瓢料理試食



②下野市産農畜産物の利用と6次産業化

- ・学校給食において、下野市産農畜産物の利用拡大に努めます。また、食材の旬を活かした学校給食のメニュー作りを促進します。
- ・福祉施設やその他の幼稚園や福祉施設など給食を提供する施設での地域農畜産物の利用を促進します。
- ・生産者自らまたは、食品関連事業者と連携して、下野市産農畜産物を活用した6次産業化を促進します。
- ・農業の6次産業化を推進するため、加工施設の整備や各種研修会への参加を支援します。
- ・県が認定する「とちぎの地産地消推進店」の認定に向けた啓発を進めます。

③地産地消運動の展開

- ・毎月18日を「地産地消の日」として運動を展開している県の「とちぎ地産地消推進方針」に基づき、地産地消の取組や地域の活動を応援します。
- ・消費者・生産者・流通業者・食品関連事業者間の意見交換や農の体験をとおして交流を図ります。体験イベント等を実施し、交流の場を拡充します。

④農畜産物のブランド化

- ・下野市農畜産物のブランド化を支援し、農畜産物の認知度を高めるとともに、高付加価値による販売力の強化を図ります。
- ・下野市農畜産物の下野ブランド認定を支援します。

⑤グリーンツーリズムの推進

- ・緑豊かな地域資源を活かしたグリーンツーリズム（農泊）の推進や、農業体験を通して消費者と生産者の交流を促進します。

⑥農産物直売所等における地域農畜産物の利用提供促進

- ・農産物直売所による様々なPR活動や消費者との交流イベント等をとおして地域農畜

産物の提供を促進します。

- ・農産物直売所、農村レストラン等のガイドマップの配布、かんぴょうレシピ等を通して消費者の購買機会の拡大のため、情報提供を促進します。

- ・道の駅しもつけやゆうがおパーク、三王山公園などの施設において地域農産物の提供を促進します。

⑦量販店等における地域農畜産物の利用促進

- ・スーパーマーケットや小売店等において、関係者の理解と協力を得ながら地域農畜産物コーナーの設置など地域農畜産物の提供を促進します。

- ・生産情報の表示を明確にして、消費者の購入を促進します。

- ・地域農畜産物を使ったメニュー等の消費者への情報提供を促進します。

- ・飲食店や食品関連事業者等において、地域農畜産物を活用した料理の提供や加工品の製造・開発を促進します。

⑧地域農畜産物やそれらを使った加工品の利用促進や新しい活用法の開発促進

- ・栃木県が認証するEマーク食品（栃木県特別表示認証食品）の普及啓発を図るとともに、新たな認証を促進します。

⑨下野市地産地消応援団制度の普及促進

- ・下野市で生産された農畜産物及びその加工品を積極的に販売、活用する下野市地産地消応援団の認定事業所を増やし下野市産農畜産物の利用を拡大します。



(3) 豊かな下野市の食づくり

○目指す方向

食は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼします。市民一人ひとりが生涯を健康で元気に、楽しい生活が過ごせる喜びを実感できるまちづくりを進めるため、食育を推進します。

○主な指標

指標名	基準年度 平成 29(2017)年度	目標値 平成 34 (2022) 年度
農業体験機会の回数 (市民農園)	3回	5回
市民農園の利用率	100%	100%
農村環境保全会の団体数	24団体	27団体
新規就農者数の増加	6人	9人

○主な施策

①子供たちに対する農業への理解促進

・農業体験の学習機会や地域での農村環境保全活動などにより、早期からの「食」と「農」に関する理解を促進します。

②地産地消を推進する人材の育成

・地域農業に関する見識を持ち、食育や地産地消を子供から大人まで世代にわたって推進していく人材育成を促進育成します。

③郷土料理の伝承と新しい料理地産地消メニューの開発・普及

- ・地域に伝わる郷土料理の伝承とともに、地域農畜産物を活用した新しい料理地産地消メニューの開発・普及を推進します。
- ・食の原点である家庭における食育の重要性を啓発し、ごはんを中心とした日本型食生活の優れた点の啓発を進めます。
- ・飲食店等における下野市産農畜産物を活用した料理の提供等を進めます。

④地域の食を活かした観光資源づくりの促進

- ・歴史とロマンのかんぴょう街道の取組と連携して、下野市ならではの料理の提供や土産品の開発を支援し、食をテーマとした観光資源づくりを促進します。



【とちぎ食と農ふれあいフェア】

V 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

(1) 推進体制

本計画の推進にあたっては、市民、生産者、食品関係事業者、健康・福祉・教育関係者、行政等が一体となって食育・地産地消の推進に取り組んでいく必要があります。

2 関係者の役割

(1) 市民の役割

「食」が自分の健康や生活に深く関わっていることを自覚し、市民一人ひとりが家庭、学校、地域など社会のあらゆる分野において、生涯にわたる健全な食生活の実現に努め、食育の推進に努めることが求められます。また、自然の恵みや生命、そして食に関わる人々への感謝の気持ちと理解を深めるため、生産者等との積極的な交流を図り、地域の農林水産物への愛着や安心感を深め、地産地消の推進に寄与するように努めることが求められます。

(2) 家庭の役割

家庭は食生活の基本の場であり、特に子供たちが食べる楽しさ・食に関する心・食事マナーなどを身につける上で大きな役割を担っています。

このため、家族団らんで楽しく食卓を囲むことを基本に、家族で一緒に料理をするなど大人と子供がともに食に関わることで、食への関心を高めることが重要であり、それらを日常生活の中で実践していくよう努めるものとします。

(3) 生産者の役割

農畜産業者及び農畜産業に関する団体には、農畜産業に関する体験活動等を通して、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について市民の理解を深めるとともに、健康・福祉・教育関係者と相互に連携して食育推進活動を行うことが求められます。

また、市場の動向や消費者・実需者のニーズを的確に把握し、需要に応じた農産物の

生産・供給に取り組むとともに、6次産業化や農商工連携への取組、地産地消の推進に向けた取組が求められます。

(4) 食品関係事業者等の役割

食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織団体には、事業活動を行うにあたって積極的に食育・地産地消を推進するとともに、食品の安全性の確保や適正な食品表示などの情報提供に努めることが求められます。

また、国や県、市が実施する食育・地産地消の推進に関する施策や、他の関係者が行う食育推進活動に協力することが求められます。

(5) 健康・福祉・教育関係者の役割

医療、保健、介護その他社会福祉の関係者及びその関係機関・団体には、保健指導や栄養指導を通して、市民の健康の維持・増進を支援することが求められます。教育並びに健康・福祉の関係者及びその関係機関・団体には、相互に連携を図り、あらゆる機会や場所を利用して積極的に食育を推進するとともに、他の関係者が行う食育推進活動に協力することが求められます。

また、地域の食文化の継承や地元農林水産物の利用促進を図る観点から、食育と地産地消の取組の連携を図るとともに、学校給食等における地産地消の促進が求められます。

(6) 市の役割

関係機関・団体と連携しながら、食育・地産地消に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。また、市民が行う食育・地産地消推進のための取組について支援します。

資料：下野市食育・地産地消推進計画における各施策の行政所管等一覧

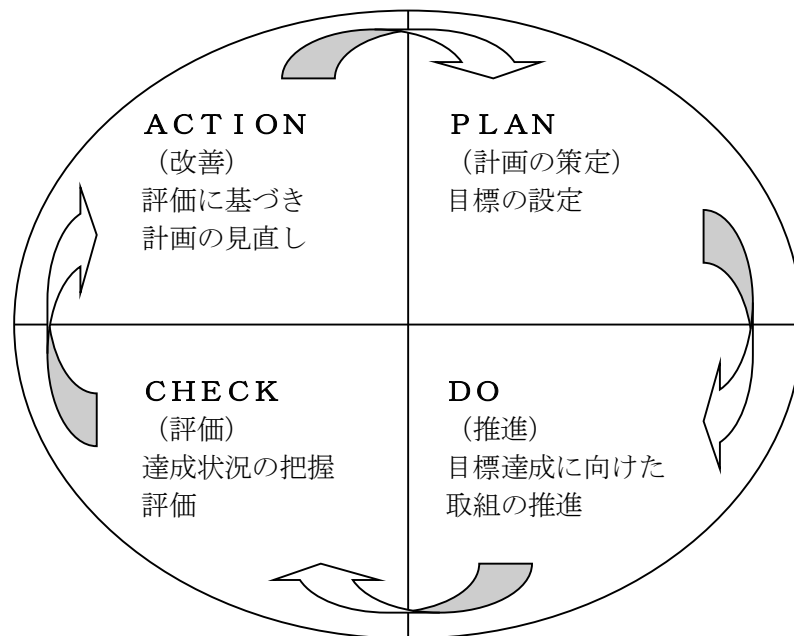
基 本 目 標	主な所管課
1 多様な暮らしに応じた食育の推進	
(1) ライフステージに応じた食育の推進 (2) 学校等における指導の充実 (3) 優れた食文化の継承・発展	健康増進課 社会福祉課 こども福祉課 高齢福祉課 学校教育課 農政課
2 健全な食生活の実践	
(1) 規則正しい食生活の普及 (2) 栄養バランスの取れた食生活の推進 (3) 楽しく食卓を囲む機会の拡大 (4) 生活習慣病予防の推進	健康増進課 高齢福祉課 農政課
3 地産地消の推進と環境に配慮した食育の推進	
(1) 食の安全や環境に配慮した食育の推進 (2) 地産地消の推進 (3) 豊かな下野の食づくり	健康増進課 学校教育課 農政課

3 計画の進行管理

(1) 適切な進行管理

計画を着実に推進するためには、施策を効果的・効率的に推進する観点から、本市の関係部局が中心となって進捗状況を把握し、適切な進行管理に努めます。

また、計画は必要に応じ見直しを行うこととし、評価や見直しにあたっては、PDCAサイクルの観点により、関係者や市民等の意見を聴取しながら適正に行います。



○下野市食育・地産地消推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 下野市における食育の推進、食材の安全の確立、地産地消の推進及び産業の振興を図るため、下野市食育・地産地消推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項についての協議を行う。

- (1) 地産地消及び食育の推進に必要な調査研究に関すること。
- (2) 地産地消及び食育の推進方針及び計画等の策定に関すること。
- (3) 地産地消及び食育の推進に係る啓発活動、情報交換等に関すること。
- (4) その他食育及び地産地消の推進に必要なこと。

(組織)

第3条 協議会の委員は、15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 消費者団体関係者
- (2) 生産者団体関係者
- (3) 流通業団体関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 学識経験者
- (6) 公募による市民
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に、会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

(役員の仕事)

第6条 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会長は、会議の運営上必要があると認める場合、議事に関係のある者の出席を求め、その意見を求めることができる。

(報償費)

第8条 委員に支給する報償費の額は、1日3,000円とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、農政課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年11月1日から施行する。

下野市食育・地産地消推進協議会名簿

【任期：平成30年12月18日～平成32年3月31日】

消費者団体関係者	1	下野市生活友の会	津野田 久江
	2	下野市食生活改善推進員協議会	齋藤 好子
生産者団体関係者	3	下野市認定農業者連絡協議会	橋本 幸男
	4	下野市農村生活研究グループ協議会	菊地 百合子
流通業団体関係者	5	宇都宮農業協同組合	小口 利之
	6	小山農業協同組合	岩原 伸之
教育関係者	7	教育委員	三橋 明美
学識経験者	8	下野市農業委員会	伊澤 健二
	9	栃木県栄養士会小山支部	大沼 スミエ
公募による市民	10	公募委員	大高 京子

下野市食育・地産地消推進計画

発行：下野市

〒329-0492 栃木県下野市笹原 26（農政課）

<http://www.city.shimotsuke.lg.jp>